

## 【緊急！】消費者トラブル注意報 第107号

**ネット通販での出品者都合による  
キャンセル後の代引き配達にご注意ください！**

大手ショッピングモールサイトを利用したネット通販で商品を注文したところ、出品者の都合でキャンセルされ、後になって商品が代引き配達で届き、支払って開封したところ注文していない商品だったとの相談が寄せられています。

**□相談事例**

【事例1】ネット通販で車関連グッズを注文したところ、出品者の都合でキャンセルされた。それから2週間後、私が不在の間に、私宛てに商品が代引きで届き、家族が支払って受け取った。中身を確認すると注文したものではなかったため、配送業者に問い合わせたが、「受取りの支払い後は返金できない」と言われた。

【事例2】ネット通販で6万円の国産ブランド腕時計をクレジットカード決済で注文したところ、出品者の都合でキャンセルされた。ところが、それから1週間ほどで代引き配達で商品が届いた。「システム不具合のため、今回の注文は代引きで送ります」との貼紙があったので、信用して受け取った。開封したところ偽物だったため、配達業者に返金を要請したが、「一旦受け取った代金は返金できない」と言われた。

**■消費者へのアドバイス**

- 通販で商品を注文した際は、支払い方法や受取りの方法について家族で情報を共有しておき、注文していないことが明白な場合は「受取拒否」しましょう。一度支払ってしまうと返金が受けられなくなる場合があります。
- 注文していない商品を代引きで受け取ってしまった場合は、ネット通販サイトに問合せ、対応を確認してください。
- 不安なときは、一人で悩まず、家族やお住まいの地域の消費生活相談窓口等に相談してください。

**■熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999**

(受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)